

裁判官認印

和 解 調 書

(別紙当事者目録記載の当事者分)

事 件 の 表 示 平成21年(オ)第1286号, 同年(受)第1516号
 (以下「甲事件」という。)
 平成21年(オ)第1287号, 同年(受)第1517号
 (以下「乙事件」という。)
 平成21年(オ)第1288号, 同年(受)第1518号
 (以下「丙事件」という。)

期 日 平成22年6月28日午前10時30分

場 所 最高裁判所第三小法廷和解室

受 命 裁 判 官 那 須 弘 平

裁 判 所 書 記 官 緑 川 憲 治

出頭した当事者等 別紙出頭した当事者等目録記載のとおり

手 続 の 要 領 等

当事者及び利害関係人らの間に次のとおり和解成立

第1 当事者及び利害関係人の表示

別紙当事者目録及び同利害関係人目録1から4まで記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は東京高等裁判所平成17年(ネ)第5014号事件及び同18年(ネ)第5426号事件について, 同裁判所が平成21年3月25日に言い渡した判決(その付加訂正して引用する東京地方裁判所平成14年(ワ)第1508号, 同15年(ワ)第23939号, 同第28505号各事件の判決を含む。)の「事実及び理由」記載のとおり(ただし, 別紙当事者目録記載の当事者の請求に限る。)

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 緑 川 憲 治

(別紙)

出頭した当事者等目録

別紙当事者目録記載の一審原告及び

別紙利害関係人目録3記載の利害関係人

訴訟代理人弁護士	加	藤	晋	介
	佐	藤	昭	夫
	萱	野	一	樹
	菽	尾	健	太

別紙当事者目録記載の一審被告

訴訟代理人弁護士	向	井	千	杉
	富	田	美 栄	子
同指定代理人	春	藤	直	樹
	真	鍋	博	貴

別紙利害関係人目録1及び同4記載

の利害関係人訴訟代理人弁護士	宮	里	邦	雄
	岡	田		尚
	福	田		護

別紙利害関係人目録2記載の利害関係人

訴訟代理人弁護士	加	藤	健	次
	菊	池		紘
	松	島		曉
	大	森		頭

(別紙)

当 事 者 目 録

(以下、甲、丙各事件の被上告人兼相手方、乙事件の上告人兼申立人を「一審原告」といい、一審原告目録に付された番号を「原告番号」という。ただし、原告番号13金子武博、同85渡部定治、同104高橋優、同146佐々木輝実、同210板橋義昭、同229佐藤昭一、同230佐久間忠夫、同231寺内一夫、同245原田亘及び同261深浦義孝は、甲、丙各事件の被上告人兼相手方とはなっていない。また、原告番号126越智朗は、乙事件の上告人兼申立人とはなっていない。

甲、丙各事件の上告人兼申立人、乙事件の被上告人兼相手方を「一審被告」という。)

一審原告 別紙一審原告目録記載のとおり

上記301名訴訟代理人弁護士

加	藤	晋	介
佐	藤	昭	夫
萩	尾	健	太
大	口	昭	彦
河	村	健	夫
飯	田	正	剛
清	水	建	夫
長	谷	川	直
斎	藤	道	俊

秀	嶋	ゆ	か	り
坂	東	克		彦
中	野			新
矢	田			理
尾	山			宏
井	上	二		郎
段	林	和		江
吉	田			健
宮	本			智
李				義
丸	井	英		弘
工	藤	勇		治
藤	沢	抱		一
岡	田	和		義
立	木	豊		地
栗	生			猛
板	井			優
佐	和	洋		亮
寺	内	大		介
阿	部			潔
猪	野			亨
松	島			曉

寒	竹	里	江
内	藤		隆
太	田	隆	德
花	井	哲	也
大	久	保	賢
萱	野	一	樹
高	根	英	樹
井	之	脇	一
藤	田	充	宏
荒	井	俊	英
増	田	智	美
指	宿	昭	一

横浜市中区本町6丁目50番地1

一審被告 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

同代表者理事長 石 川 裕 己

同訴訟代理人弁護士 西 迪 雄

柴 田 保 幸

向 井 千 杉

富 田 美 栄 子

渡 邊 和 之

小 林 幸 弘

同指定代理人 春 藤 直 樹

真 鍋 博 貴
以 上

(別紙)

和 解 条 項

- 1 一審被告は、甲、乙、丙各事件、東京地方裁判所平成18年(ワ)第27316号及び同第28633号事件(以下「第1事件」という。)、東京高等裁判所平成20年(ネ)第960号事件(以下「第2事件」という。)、同裁判所同年(ネ)第1857号事件(以下「第3事件」という。)並びに同裁判所平成22年(ネ)第454号事件(以下「第4事件」という。)の解決金として、一審原告ら及び別紙利害関係人目録1ないし4記載の各利害関係人ら(以下総称する場合は単に「利害関係人ら」という。)に対して、金199億3291万円の支払義務があることを認める。
- 2 一審原告ら及び利害関係人らは、一審被告において、一審原告らが当審までの判決に基づき執行又は執行協定に基づいて支払を受けた金28億8707万7767円を、前項の金員から差し引いて支払うことを認める。
- 3 一審被告は、一審原告ら及び利害関係人らに対し、第1項の金員から第2項の金員を差し引いた残金170億4583万2233円を、平成22年6月30日限り、みずほ銀行新宿中央支店の「国鉄闘争解決金保管口(代表者)弁護士宮里邦雄 弁護士加藤晋介 弁護士加藤健次」名義の普通預金口座(口座番号2901539)に振り込んで支払う。
- 4 (1) 利害関係人目録1記載の利害関係人らは、平成22年6月30日限り、一審被告との間の第1事件に係る訴えを取り下げる。
(2) 利害関係人目録2記載の利害関係人らは、平成22年6月30日限り、一審被告との間の第2事件に係る訴えを取り下げる。
(3) 利害関係人目録3記載の利害関係人らは、平成22年6月30日限り、一審被告との間の第3事件に係る訴えを取り下げる。
(4) 利害関係人目録4記載の利害関係人は、平成22年6月30日限り、一審被告との間の第4事件に係る訴えを取り下げる。

- (5) 一審被告は、利害関係人らの上記(1)ないし(4)の各訴えの取下げに同意する。
- 5 (1) 一審被告は、利害関係人目録2記載の利害関係人らとの間における、東京地方裁判所平成20年(モ)第187号強制執行停止申立事件の申立てを取り下げる。
- (2) 利害関係人目録2記載の利害関係人らは、一審被告に対し、別紙供託目録記載のとおり、一審被告が上記(1)の事件の担保として供託した合計金4億4660万円(東京法務局平成19年度金第60208号ないし60265号)の取戻しに同意し、一審被告及び利害関係人目録2記載の利害関係人らは、同決定に対する抗告権を放棄する。!
- 6 (1) 一審原告ら及び利害関係人らは、一審被告に対するその余の請求を放棄する。
- (2) 一審原告ら及び利害関係人らは、国鉄改革に伴う新企業体への不採用に関する不当労働行為及び雇用の存在について、一審被告に対して今後争わない。
- (3) 一審被告、一審原告ら及び利害関係人らは、一審被告と一審原告らとの間及び一審被告と利害関係人らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことをそれぞれ確認する。
- 7 訴訟費用及び和解費用は、いずれの事件についても、各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

平成 22 年 6 月 29 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 緑 川 憲 治

